



平成 21 年 4 月 3 日

各 位

会 社 名 アークランドサカモト株式会社
代表者名 代表取締役会長 坂 本 洋 司
(コード番号 9842 東証第一部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 堀 川 優 人
(TEL. 0256-33-6000)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 3 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 5 月 14 日開催予定の第 40 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号) が平成 21 年 1 月 5 日をもって施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことに伴い、現行定款第 7 条の株券を発行する旨の規定、第 9 条の株券の種類に関する規定、第 10 条第 2 項の単元未満株券不発行に関する規定、第 11 条の実質株主及び第 14 条の実質株主名簿に係る規定が不要となりますので、これらの規定を削除するものであります。
- (2) 平成 22 年 1 月 6 日をもって失効する現行定款第 14 条第 3 項の株券喪失登録簿に係る規程を移設するため、附則の新設を行うものであります。
- (3) 取締役の任期を統一するため、現行定款第 23 条に第 2 項を新設するものであります。
- (4) 上記のほか、条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 21 年 5 月 14 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 5 月 14 日 (予定)

以 上

<定款変更の内容>

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (自己の株式の取得)</p> <p>第8条 (省 略)</p> <p>(株券の種類)</p> <p>第9条 当社の発行する株券の種類は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第10条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>② 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第11条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>第12条～第13条 (省 略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第14条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 当社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>第10条～第11条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 当社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 15 条～第 22 条 (省 略) (任期)</p> <p>第 23 条 当社の取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結までとする。 (新設)</p> <p>第 24 条～第 42 条 (省 略) 附則 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 13 条～第 20 条 (現行どおり) (任期)</p> <p>第 21 条 当社の取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結までとする。 ② <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第 22 条～第 40 条 (現行どおり) 附則</p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条及び本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条及び本条を削るものとする。</u></p>

以 上